

さいたま市告示第368号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出がされましたので、その概要等を同法第5条第3項の規定に基づき公告します。

平成27年3月25日

さいたま市長 清水 勇 人

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 (仮称) 浦和駅高架下店舗計画

所在地 さいたま市浦和区高砂一丁目139-3 外121筆

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 東日本旅客鉄道株式会社

代表者氏名 代表取締役 富田 哲郎

住所 東京都渋谷区代々木二丁目2番2号

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

・次の表のとおり

氏名又は名称	代表者氏名	住所
未定（業態：生鮮三品、食物販等）	未定	未定

(4) 大規模小売店舗の新設をする日

平成27年11月21日

(5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

2,178㎡

(6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の位置及び収容台数

・次の表のとおり

位置	収容台数	備考
隔地駐車場	15台	
計	15台	

イ 駐輪場の位置及び収容台数

・次の表のとおり

位置	収容台数	備考
店舗北側 隔地駐輪場	99台	
店舗南側 隔地駐輪場	10台	
計	109台	

ウ 荷さばき施設の位置及び面積

・次の表のとおり

位置	面積	備考
店舗南側 荷さばき施設	70㎡	
計	70㎡	

エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

・次の表のとおり

位置	容量	備考
店舗南側 廃棄物保管施設①	5.43 m ³	紙製廃棄物等
店舗南側 廃棄物保管施設②	0.25 m ³	金属製廃棄物等
店舗南側 廃棄物保管施設③	0.25 m ³	ガラス製廃棄物等
店舗南側 廃棄物保管施設④	5.37 m ³	プラスチック製廃棄物等
店舗南側 廃棄物保管施設⑤	1.40 m ³	生ごみ等
店舗南側 廃棄物保管施設⑥	0.38 m ³	その他可燃性廃棄物等
計	13 m ³	(小数点以下四捨五入)

(7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前7時00分から午後9時30分

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

・次の表のとおり

駐車場	利用可能時間帯
隔地駐車場	午前6時30分から午後10時00分

ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

・次の表のとおり

区分	出入口の数
入口	1箇所
出口	1箇所
計	2箇所

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

・次の表のとおり

位置	荷さばき可能時間帯
店舗南側 荷さばき施設	午前4時00分から午後10時00分

2 届出年月日

平成27年3月20日

3 届出及び添付書類の縦覧期間

平成27年3月25日から平成27年7月27日まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

4 届出及び添付書類の縦覧場所

(1) さいたま市役所経済局経済部商業振興課

住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

電話 048(829)1364

FAX 048(829)1966

(2) 浦和区役所区民生活部総務課地域商工室

住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

電話 048(829)6179

FAX 048(829)6235

5 この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4箇月以内に、さいたま市長に対し、意見書

の提出によりこれを述べることができます。

(1) 意見書の提出期間

平成27年3月25日から平成27年7月27日まで。

(2) 意見書の提出先

さいたま市役所経済局経済部商業振興課

郵便番号 330-9588

住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

電話 048(829)1364

FAX 048(829)1966